

古志乃里介護老人福祉施設 利用料 (2021.4.1～)

あなたがサービスを利用した場合にお支払いただく負担金は次のとおりです。

なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(1) 基本料金 (1日あたりの自己負担額)

		1割負担	2割負担	3割負担
施設 サービス費	要介護1	652円	1,304円	1,956円
	要介護2	720円	1,440円	2,160円
	要介護3	793円	1,586円	2,379円
	要介護4	862円	1,724円	2,586円
	要介護5	929円	1,858円	2,787円

※入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の

扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

加算の種類	加算の内容	1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者や認知症の者、たんの吸引等が必要な者のいずれかが入所者の総数に対し一定の割合を占めている場合	1日につき 46円	1日につき 92円	1日につき 138円
排せつ支援加算(Ⅰ)	医師又は医師と連携した看護師が支援によって排泄にかかる要介護状態を改善できると評価した入居者に対し、評価の結果等を厚生労働省へ提出かつ活用し、要因を分析した結果をふまえた計画に基づく支援をした場合	1月につき 10円	1月につき 20円	1月につき 30円
排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たしており、要介護状態の軽減が見込まれる方について排泄状態が改善した場合	1月につき 15円	1月につき 30円	1月につき 45円

排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たしており、要介護状態の軽減が見込まれる方について排泄状態が改善し、おむつの使用がなくなった場合	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置した場合	1日につき 4円	1日につき 8円	1日につき 12円
看護体制加算(Ⅱ)	看護職員を常勤換算法で5名以上配置した場合	1日につき 8円	1日につき 16円	1日につき 24円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤職員を1名以上、上回って配置した場合	1日につき 18円	1日につき 36円	1日につき 54円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)に加え、夜勤勤務時間帯を通じて、看護職員を配置している事、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合	1日につき 21円	1日につき 42円	1日につき 63円
初期加算	入所後30日と、入院が1ヵ月以上に及んだ場合の退院後の30日	1日につき 30円	1日につき 30円	1日につき 30円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に対して施設サービスを行った場合	1日につき 120円	1日につき 120円	1日につき 120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症で緊急入所が適当と判断した者に対し、対応をした場合(入所した日から起算して7日間)	1日につき 200円	1日につき 200円	1日につき 200円

退所時等相談 援助加算	① 退所前後訪問相談援助を行なった場合 ② 退所時相談援助を行なった場合 ③ 退所前の連携・調整を行なった場合	① 1回につき 460円 ② 1回に限り 400円 ③ 1回に限り 500円	④ 1回につき 920円 ⑤ 1回に限り 800円 ⑥ 1回に限り 1,000円	⑦ 1回につき 1,380円 ⑧ 1回に限り 1,200円 ⑨ 1回に限り 1,500円
再入所時栄養 連携加算	医療機関に入院し、退院時に施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合	1回につき 400円	1回につき 800円	1回につき 1,200円
安全対策体制 加算	安全対策について研修を受けた担当者の配置、安全対策部門の設置がなされており、組織的に安全対策を実施する体制整備がされている場合	入所時に1回のみ 20円	入所時に1回のみ 40円	入所時に1回のみ 60円
経口維持加算 (Ⅰ)	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり著しい誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行なった場合	1月につき 400円	1月につき 800円	1月につき 1,200円
経口維持加算 (Ⅱ)	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行なった場合	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円
経口移行加算	必要な体制が整備され、経管による食事摂取の方などが経	1日につき 28円	1日につき 56円	1日につき

	口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合			84 円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月 2 回以上行った場合	1 月につき 90 円	1 月につき 180 円	1 月につき 270 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件に加えて口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省へ提出し、管理の実施にあたって情報を活用している場合	1 月につき 110 円	1 月につき 220 円	1 月につき 330 円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	1 回につき 6 円	1 回につき 12 円	1 回につき 18 円
		(1 日に 3 回を限度)		
低栄養リスク改善加算	栄養マネジメント加算を算定しており、低栄養リスクが「高」と判断された入居者に対し、栄養ケア計画を作成し、管理栄養士が週 5 回状態を観察した場合	1 月につき 300 円	1 月につき 600 円	1 月につき 900 円
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を基準以上配置し、入居者の栄養状態に応じて食事の調整を実施かつ、厚生労働省に栄養状態等の情報を提出し、栄養管理にあたって情報を活用している場合	1 日につき 11 円	1 日につき 22 円	1 日につき 33 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入居者ごとの褥瘡発生と関連のあるリスクについて定期的に評価するとともにその結果を厚生労働省に提出し、管理の実施にあたって情報を活用しているかつ、褥瘡の発生リスクがある入居者に対して褥瘡ケア計画書を作成し管理、実施できている場合、	1 月につき 3 円	1 月につき 6 円	1 月につき 9 円

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件を満たしており、褥瘡の発生が予防できている場合	1月につき 13円	1月につき 26円	1月につき 39円
配置医師緊急時対応加算	嘱託医が施設の求めに応じ、早朝、夜間又は深夜に施設を訪問して入居者に対して診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合	早朝・夜間の場合 1回につき 650円	早朝・夜間の場合 1回につき 1,300円	早朝・夜間の場合 1回につき 1,950円
		深夜の場合 1回につき 1,300円	深夜の場合 1回につき 2,600円	深夜の場合 1回につき 3,900円
看取り介護加算(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合	1日につき 死亡日 45日前～ 31日前 72円/ 日 死亡日 30日前～ 4日前 144円/ 日 死亡日前々日、 前日 680円/日 死亡日 1,280円/ 日	1日につき 死亡日 45日前 ～31日前 144円/ 日 死亡日 30日前 ～4日前 288円/ 日 死亡日前々日、 前日 1,360円/ 日 死亡日 2,560円/ 日	1日につき 死亡日 45日前 ～31日 前 216 円/日 死亡日 30日前 ～4日前 432円/ 日 死亡日 前々日、 前日 2,040円/ 日 死亡日

				3,840 円 ／日
看取り介護 加算(Ⅱ)	入所者に対する緊急時の注意 事項や病状等についての情報 共有の方法及び曜日や時間ご との医師との連絡方法や診察 を依頼する具体的なタイミン グ等について医師と施設の間 で、具体的な取り決めがなさ れている場合	1日につき 死亡日 45 日前～ 31 日前 72 円／日 死亡日 30 日前～4 日前 144 円／日 死亡日前々日、 前日 780／日 死亡日 1,580 円 ／日	1日につき 死亡日 45 日前 ～31 日前 144 円／日 死亡日 30 日前 ～4 日前 288 円 ／日 死亡日前々日、 前日 1,560／日 死亡日 3,160 円 ／日	1日につ き 死亡日 45 日前 ～31 日 前 216 円／日 死亡日 30 日前 ～4 日前 432 円／ 日 死亡日 前々日、 前日 2,340／ 日 死亡日 4,740 円 ／日
科学的介護 推進体制加 算 (Ⅰ)	入居者ごとの心身の状況等に 係る基本的な情報を厚生労働 省へ提出しかつ、情報を活用 し、計画書やサービス提供の 見直し等に活用している場合	1月につき 40 円	1月につき 80 円	1月につ き 120 円
科学的介護 推進体制加 算 (Ⅱ)	科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)の要件に加え、心身の 疾病の状況等を追加し、厚生 労働省へ提出している場合	1月につき 60 円	1月につき 120 円	1月につ き 180 円

在宅復帰支援 機能加算	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設	1日につき 10円	1日につき 20円	1日につき 30円
在宅・入所 相互利用加算	在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、施設の同一個室を計画的に利用する場合	1日につき 40円	1日につき 80円	1日につき 120円
認知症専門 ケア加算(Ⅰ)	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合	1日につき 3円	1日につき 6円	1日につき 9円
認知症専門 ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合	1日につき 4円	1日につき 8円	1日につき 12円
個別機能訓練 加算(Ⅰ)	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を実施し、その評価を行っている場合	1日につき 12円	1日につき 24円	1日につき 36円
個別機能訓練 加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当って情報を活用している場合	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円

外泊時加算	病院への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合（月6日限度）	1日につき 246円	1日につき 492円	1日につき 738円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置されている場合または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合	1日につき 22円	1日につき 44円	1日につき 66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合	1日につき 18円	1日につき 36円	1日につき 54円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合または介護福祉士が50%以上配置されている場合または常勤の職員が75%配置されている場合	1日につき 6円	1日につき 12円	1日につき 18円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき $(\text{基本料金} + \text{算定加算}) \times 8.3\%$		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、ならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき $(\text{基本料金} + \text{算定加算}) \times 6.0\%$		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ又はⅡならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき $(\text{基本料金} + \text{算定加算}) \times 3.3\%$		

介護職員特定 処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ～ (Ⅲ)のいずれかを算定して おり、職場環境要件等もすべ て満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算)×2.7%
介護職員特定 処遇改善加算 (Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ～(Ⅲ)のいずれかを算定し ており、職場環境要件等もす べて満たしているが指定され た加算を算定していない場合	1月につき (基本料金+算定加算)×2.3%

※看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、科学的介護推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)、排泄支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)サービス提供体制強化加算は(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)、介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)は各加算のいずれか1つのみ加算されます。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算が可能加算です。

※介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

(2) 居住費及び食費(1日につき)

居住費	2,010円
食費	1,800円
おやつ代	70円

介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された金額(1日あたり)のご負担となります。

※入所期間中に入院した場合の取り扱いについても、居住費相当額をいただきますので、ご了承ください。

(3) その他の料金

特別な食事	実費負担をいただきます。
理美容費	実費負担をいただきます。
行政手続代行費	実費負担をいただきます。